

第 I 章 総 括

1 組織・機関

(1) 沿 革

「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）」及び「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」に基づく業務については、本県では保健所において執行されていたが、動物の保護管理業務の効率化及び動物愛護、適正飼養の普及啓発を行う拠点として、「人と動物が共生する潤いのある社会づくり」を目指して、平成 12 年 4 月「和歌山県動物愛護センター」が設置された。

また、負傷鳥獣の救護、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護に関する調査研究等の効果的実施をする拠点として「和歌山県鳥獣保護センター」が併設された。

昭和 25 年 8 月	「狂犬病予防法」施行 (最終改正 平成 26 年 6 月)
昭和 32 年 12 月	「和歌山県飼い犬等取締条例」施行 (平成 12 年 4 月 廃止)
昭和 49 年 4 月	「動物の保護及び管理に関する法律」施行 (最終改正 平成 29 年 6 月)
昭和 61 年 12 月	和歌山県長期総合計画に動物愛護センター計画を盛り込む
平成 5 年 4 月	「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」設置
平成 7 年 3 月	「和歌山県の動物行政在り方検討委員会」報告書を知事に提出
平成 8 年 3 月	基本構想策定
平成 9 年 3 月	基本計画（機能・運営計画）策定
平成 9 年 4 月	第 8 次鳥獣保護事業計画書に鳥獣保護センターの設置を盛り込む
平成 9 年 11 月	展示物基本設計策定
平成 10 年 3 月	建設用地取得
平成 10 年 5 月	建築基本・実施設計完了
平成 10 年 7 月	展示物実施設計策定

平成 10 年 12 月	動物愛護センター建設工事着工
平成 11 年 3 月	動物愛護センター敷地内に鳥獣保護センターの併設が決定
平成 11 年 10 月	鳥獣保護センター建築工事着工
平成 12 年 3 月	展示物制作業務完了
平成 12 年 3 月	動物愛護センター・鳥獣保護センター竣工
平成 12 年 4 月	「和歌山県動物の保護及び管理に関する条例」施行 (最終改正 平成 29 年 4 月)
平成 12 年 4 月	和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター業務開始
平成 14 年 6 月	「わうくらす」を開始 (野上町立野上小学校)
平成 14 年 10 月	「身体障害者補助犬法」施行 (最終改正 平成 28 年 4 月)
平成 15 年 4 月	県民参加により実施する動物愛護普及啓発事業を開始
平成 17 年 6 月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 (最終改正 平成 26 年 6 月)
平成 18 年 10 月	環境省「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」告示
平成 20 年 4 月	和歌山県動物愛護管理推進計画を施行 (平成 29 年 4 月 改定)
平成 21 年 3 月	和歌山県譲渡事業促進プログラムを施行
平成 28 年 6 月	譲渡にかかるボランティアの登録制度を開始
平成 29 年 7 月	和歌山県動物の譲渡等実施要綱を施行